

## 親族の範囲について

### 1 民法上の親族の範囲について

○民法（明治29年法律第89号）（抄）

（親族の範囲）

第725条 次に掲げる者は、親族とする。

- 1 六親等内の血族
- 2 配偶者
- 3 三親等内の姻族

### 2 臓器の摘出の承諾に関して法に規定する「遺族」及び「家族」の範囲について

（臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）より抜粋）

一般的、典型的に決まるものではなく、死亡した者の近親者の中から、個々の事案に即し、慣習や家族構成等に応じて判断すべきものであるが、原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族の承諾を得るものとし、喪主又は祭祀主宰者となるべき者において、前記の「遺族」の総意を取りまとめるものとすることが適当であること。ただし、前記の範囲以外の親族から臓器提供に対する異論が出された場合には、その状況等を把握し、慎重に判断すること。

脳死の判定を行うことの承諾に関して法に規定する「家族」の範囲についても、上記「遺族」についての考え方に準じた取扱いを行うこと。